

=UNION PRESS=

埼玉大学教職員組合 No.5 2024年10月

労使懇談会報告

10月22日(火)に第1回労使懇談会を行いました。人事課より人事院勧告を受けて、国立大学法人埼玉大学教職員給与規則等の一部の改正の趣旨説明のため、労使懇談会の開催を呼びかけられ、過半数代表とともに組合執行部も参加しました。以下の点について、【受け入れられない】として交渉しております。

《組合側の主張》

- ・本給月額が2.76%増額されたとしても、地域手当が将来的に3%減ることになり、実質的な手取り給与は減額である。
- ・地域手当を減額する根拠が、算出根拠がさいたま市周辺地域に広域化したためであり、さいたま市の民間平均賃金と比較して、埼玉大学の賃金が高くなっているわけではない。また、地域手当が高い首都圏の他の国立大学と比較しても低くなることを意味する。
- ・国会が開催されておらず、最終的な人事院規則が改正されていないために、詳細は保留となっているところが多くある。今回の妥結後においても、人事院規則改正後には労使交渉が必要である。

◎詳細な資料で確認したい方は、組合事務所か、お近くの組合執行役員に、お声がけください。

《大学側の改正点》

主要な改正は、下記のとおりとなっています。

- (1)本給月額を平均2.76%増額する。また、初年度採用者を中心として各級の初号の額の引き上げ
- (2)扶養手当 配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を10,000円から13,000円に増額する。
なお、2年間に段階的に実施する。

扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	般(一)7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	教(一)4級以下			
	教(一)5級	3,500円	廃止	
子(1人当たり)		10,000円	11,500円	13,000円

- (3)地域手当:支給率を15%から12%に改定する。なお、3年間に段階的に実施する。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
支給率	15%	14%	13%	12%

(4)通勤手当

1 箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の限度額を55,000円から新幹線等の特別料金も含めて150,000円に増額改定する。また、これまで新幹線鉄道等に係る通勤手当の支給は、国家公務員等から人事交流等の異動により引き続き本学の教職員となった者のみを対象としていたが、支給要件※を満たしていれば、人事交流等に関係なく採用時から支給を可能にし、育児、介護等の事情により転居した教職員にも新幹線等に係る通勤手当の支給を可能にする。(※支給要件とは、新幹線鉄道等を利用しなければ、通勤が困難(新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤距離が60km以上若しくは通勤時間が90分以上である場合等)である場合。)

(5) 単身赴任手当

国家公務員等から人事交流等の異動により引き続き本学の教職員となった者のみを支給対象としていたが、支給要件※を満たしていれば人事交流等に関係なく採用時から支給を可能にする。(※支給要件とは、父母の疾病等その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった場合で、採用時等の直前の住居から通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする場合。)

(6) 期末手当

支給割合を各期とも 1.225 月分から 0.025 月分増額改定し、1.25 月分(特定幹部教職員は 1.025 月分から増額改定して、1.05 月分)とする。(年間では、2.45 月分から 2.50 月分(特定幹部教職員は 2.05 月分から 2.10 月分。))

(7) 勤勉手当

支給割合を各期とも 1.025 月分から 0.025 月分増額改定し、1.05 月分(特定幹部教職員は 1.225 月分から増額改定して、1.25 月分)とする。(年間では、2.05 月分から 2.10 月分(特定幹部教職員は 2.45 月分から 2.50 月分。))

意見の募集 10月31日(木)締切

大学側は今までの労使交渉過程と同じように「人事院規則どおりの改定となっています」という説明に終始しました。大学の法人化以降、各国立大学法人の給与は独自に決めることが可能です。予算の制約性から難しいものがあるものの、今回の物価高騰と民間賃金が上昇する中で、埼玉大学で手取り給与が減るという事態は納得ができるものではありません。次回、11月5日(火)に再度、交渉をする予定です。

下記のフォームから皆様の御意見・感想、労使懇談会で伝えてほしいことを募集しております。
みなさまの声を届けることは組合の重要な役割です。

<https://forms.gle/5ypG2xomWKqDAwJn6>

ご意見は上記 URL もしくは QR コードからお寄せください



🌳 その他の交渉 🌳

・別所宿舎の閉鎖について、7月～8月にかけて入居者に対する説明会を開催したが、組合側から「丁寧な説明を求めた」ことに応じ、第3回の説明会を開催予定との回答を得た。

埼玉大学教職員組合(問い合わせ先)★生協第2食堂・理髪店の奥 開室時間(月～木10時～15時)

E-mail:saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp 電話:048-853-5609 (内線)723414